個人向け国債の契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、個人向け国債のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

〇個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。

手数料など諸費用について

・個人向け国債を募集により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。
・個人向け国債を中途換金する際、原則として※下記により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることになります。
　●変動１０年：直前２回分の各利子（税引前）相当額×０.７９６８５
　●固定５年：直前２回分の各利子（税引前）相当額×０.７９６８５
　●固定３年：直前２回分の各利子（税引前）相当額×０.７９６８５

個人向け国債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

・個人向け国債のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はありません。

※　発行から一定期間の間に中途換金する場合には、上記の中途換金調整額が異なることがあります。
詳しくは、お取引のある本店又は支店にお問い合わせください。

個人向け国債に係る金融商品取引契約の概要

当金庫における個人向け国債のお取引については、以下によります。

- 個人向け国債の募集の取扱い
- 個人向け国債の中途換金の為の手続き

個人向け国債に関する租税の概要

お客様に対する課税は、以下によります。

- 個人向け国債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
- 個人向け国債の利子及び個人向け国債を中途換金した際に発生した中途換金調整額は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。
詳細につきましては、税理士等の専門家にお問い合せください。

譲渡の制限

- 個人向け国債は、発行から１年間、原則として中途換金はできません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から１年以内であっても中途換金が可能です。
- 個人向け国債は、原則として、個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められておりません。

当金庫が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当金庫が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第３３条の２に基づく登録金融機関業務であり、当金庫において個人向け国債のお取引等を行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、振替決済口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文にあたっては、銘柄、応募又は中途換金の別、数量等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、ご注文の執行ができない場合があります。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書（契約締結時交付書面）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当金庫の概要

商　号　等	東京東信用金庫　　登録金融機関　関東財務局長（登金）第 179 号
本店所在地	〒131-8701 東京都墨田区東向島 2-36-10
連　絡　先	本部：リスク管理統括部（0120-110-706）又はお取引のある支店にご連絡ください。
加 入 協 会	日本証券業協会

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくは本部リスク管理統括部（9 時～17 時、電話：0120-110-706）までお申し出ください。 また、上記加入協会から苦情の解決業務等の委託を受けた公的な第三者機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」（電話：0120-64-5005）にお申し出いただくことも可能です。
紛争解決措置	①上記加入協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた FINMAC、②東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等をご利用いただくことにより、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク管理統括部若しくは全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、FINMAC や上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
出　資　金	２２７億円（2026年６月30日現在）
主 な 事 業	信用金庫業
設 立 年 月	１９４５年 12 月